

公示送達書

土税告示第 4号
令和8年8月20日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

茨城県土浦県税事務所長



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
野々下 秀一	国税徴収法第54条に基づく書類	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。		